

---

# 研究員等

---

## 1. 名誉教授・名誉技官

学術上又は共同研究を推進する上で、特に功績のあった教授等に生理学研究所名誉教授の称号を授与している。

また、生理学研究所として、技術に関する専門的業務を推進する上で、特に功績のあった技術職員に生理学研究所名誉技官の称号を授与している。

## 2. 来訪研究員

国または国に準じた機関の制度により機構に招へいされる研究員並びに生理学研究所の研究業務に必要と認められる研究員及び研究協力等を目的として研究業務に参画することを希望し、受け入れる研究員。

### (1) 共同利用研究員

研究所において共同利用及び共同利用実験に従事する研究員。

### (2) 特別協力研究員

研究所の研究に参画させ、研究所の発展に資するため、博士の学位を有するか又は同等以上の研究能力を有し、特例的に受け入れる研究員。

### (3) 共同研究員

「共同研究契約」及び「受託研究契約」等に基づき受け入れる研究員。

### (4) 内地研究員

国立大学等の教員に対し、勤務場所をはなれて、その専攻する学問分野の研究に専念させ、教育研究能力を向上させることを目的として、本研究所の研究協力者として受け入れる研究員。

### (5) 受託研究員

民間会社等の現職技術者及び研究者で、本研究所において、研究の指導を受けるために受け入れる研究員。

### (6) 特別研究員

我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者を養成することを目的として、日本学術振興会が採用し、一定期間(通常3年)研究協力者として受け入れる研究員。

### (7) 学振外国人特別研究員

日本学術振興会の外国人特別研究員制度に基づき受け入れる研究員。

### (8) 特別訪問研究員

他機関の経費等により雇用された研究員で研究所長が、受入れを適当と認め、受け入れる研究員。

### (9) 派遣研究員

「労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律」(昭和60年法律第88号)により、機構と派遣会社が契約を結ぶことによって受け入れる研究員。

## 3. 非常勤研究員

専攻分野について高度な研究能力を持つ若手研究者を特定の共同研究プロジェクトに従事させ、本研究所における研究活動を発展推進させる目的で、研究協力者として一定期間(通常3年)受け入れる研究員。

## 4. 研究員(科学研究)・研究員(科学研究・間接経費)

科学研究費補助金による研究をより一層推進するため、研究支援者として当該研究遂行のみに従事する。

## 5. 研究員(科学技術振興調整)

科学技術振興調整費による研究をより一層推進するため、当該調整費に係る研究業務又は研究支援業務に従事する。

## 6. 研究員(革新的技術開発研究推進)

革新的技術開発研究推進費補助金による研究をより一層推進するため、研究支援者として当該補助金に係る研究遂行業務に専ら従事する。

## 7. 大学院学生

### (1) 総合研究大学院大学大学院学生

学問分野の枠を越えた独創的、国際的な学術研究の推進や先導的学問分野の開拓を担う研究者を養成するため、先端的な研究を行い、共同研究の推進に中心的な役割を果たしている生理学研究所に生理科学専攻を設置し、これにより受入れを行なった大学院学生。

### (2) 特別共同利用研究員

国、公、私立大学の要請に応じて、大学院協力の一環として受け入れる大学院学生で研究指導を受けるために受入れる大学院学生。